

## 双葉町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

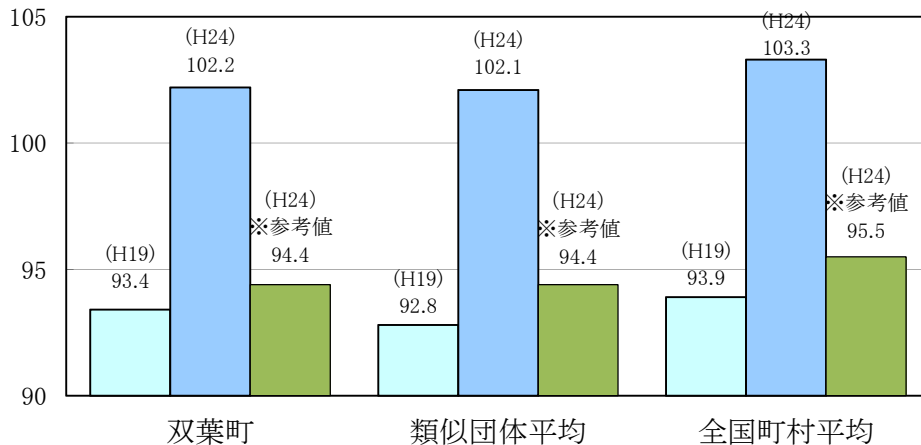
区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	6,580	7,542,980	435,361	783,375	10.39	14.26

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	96	286,320	76,308	106,840	469,468	4,890	5,545

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法が無いとした場合の値である。

### 2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	137,900 円	188,900 円	226,700 円	266,400 円	294,300 円	326,200 円
最高号給の 給料月額	247,900 円	313,700 円	361,500 円	408,400 円	410,900 円	437,300 円

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
双葉町	47.3 歳	346,183 円	393,016 円	358,129 円
福島県	43.7 歳	345,500 円	426,067 円	375,710 円
国	42.8 歳	329,917(304,944) 円	— 円	401,789(372,906) 円
類似団体	43.1 歳	314,214 円	356,072 円	340,467 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
双葉町	55.2 歳	4 人	287,775 円	321,759 円	303,275 円	—	—	—	—
うち用務員	55.2 歳	4 人	287,775 円	321,759 円	303,275 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.56
福島県	52.7 歳	320 人	375,500 円	420,745 円	396,934 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3,479 人	285,030(270,465) 円	— 円	323,181(307,506) 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	6 人	271,129 円	291,619 円	281,747 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
双葉町	—	—	—
うち用務員	4,758,312 円	2,861,400 円	1.66

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成21年～23年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。  
 3 国家公務員における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区 分		双葉町	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	175,100 円	181,800 円	163,987(172,200) 円
	高 校 卒	142,500 円	146,900 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	139,500 円	155,250 円	— 円
	中 学 卒	123,600 円	139,800 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満	経験年数20年 以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	279,500 円	306,200 円	— 円
	高 校 卒	— 円	278,100 円	305,200 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

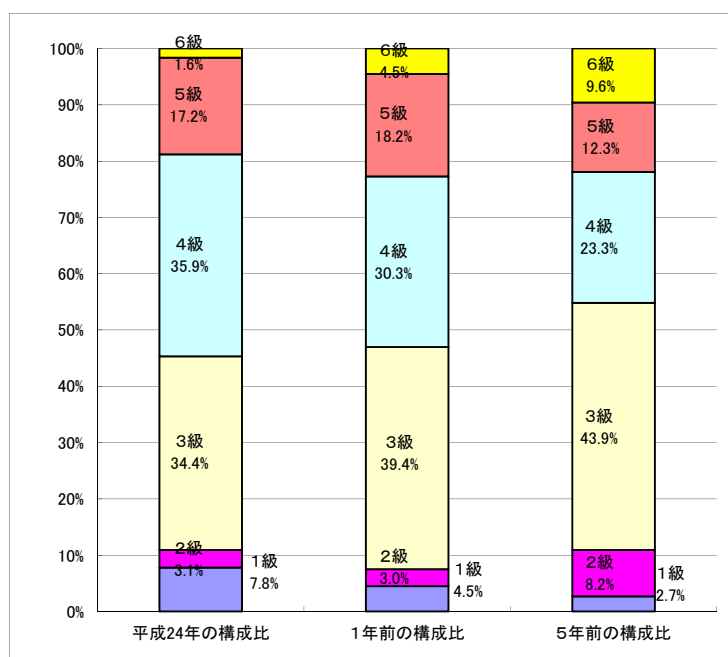
経験年数25年 以上30年未満	経験年数30年 以上35年未満	経験年数35年以上
366,900 円	392,300 円	424,400 円
336,200 円	355,400 円	411,800 円
— 円	— 円	— 円
286,200 円	292,100 円	280,800 円

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	5	7.8 %
2 級	副主査	2	3.1 %
3 級	係長・主任主査・主査	22	34.4 %
4 級	課長補佐・総括主任主査	23	35.9 %
5 級	課長・主幹	11	17.2 %
6 級	総務課長・参事	1	1.6 %
計		64	100.0 %

- (注) 1 双葉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

双葉町	福島県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,296 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,720 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (2) 退職手当(24年4月1日現在)

双葉町	国
(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算) ・勤奨退職 4号加算 1人当たり平均支給額 13,004 千円	(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	1,032 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	10,750 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	69.8 %		
手当の種類(手当数)	3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業従事職員の手当	右の業務に従事した職員	伝染病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく業務	1日につき 400 円
死体等取扱業務従事職員の手当	右の業務に従事した職員	行旅病人及び行旅死亡人取扱法に定める死亡人の取扱業務	1件につき 10,000 円
災害応急作業従事職員の手当	右の業務に従事した職員	災害対策基本法第63条第1項で規定する区域内における業務	1日につき 2,000 円

### (4) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	51,538 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	537 千円
支給実績(22年度決算)	21,456 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	204 千円

(5) その他の手当 (24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	①配偶者13,000円 ②配偶者以外1人につき6,500円 ③配偶者なしの場合その内1人11,000円 ④配偶者なしの場合2人目以降 6,500円 ⑤その他1人につき5,000円※16歳到達年度初めから22歳年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	—	9,158 千円	95,396 円
住居手当	<借家・借間の場合> 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員が対象。支給額上限27,000円。	異なる	支給額等	0 千円	0 円
通勤手当	<交通機関利用者> 55,000円まで全額支給。55,000円を超えた場合はその超えた額の1/2を55,000円に加えた額を支給。 <交通用具使用者> 片道2km以上の通勤距離に応じて2,300円から44,900円を支給	異なる	支給額等	1,375 千円	14,323 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給。 ・課長 30,000円 ・主幹 25,000円	異なる	支給率等	1,915 千円	19,948 円
管理職員特別勤務	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務したときに支給。 ・課長 6,000円 ・主幹 4,000円	異なる	支給額等	2,869 千円	29,885 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給。 1回につき 5,200円 (勤務時間が5時間未満の場合は2,500円)	異なる	支給額等	2,990 千円	31,146 円

## 6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	766,000 円 ( 766,000 円 )	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 355,000 円	
	副 町 長	601,000 円 ( 601,000 円 )	675,000 円 / 304,500 円	
報 酬	議 長	289,000 円 ( 289,000 円 )	360,000 円 / 205,000 円	
	副 議 長	248,000 円 ( 248,000 円 )	320,000 円 / 164,900 円	
	議 員	232,000 円 ( 232,000 円 )	300,000 円 / 145,500 円	
期 末 手 当	町 長	(23年度支給割合)	計算の基礎となる額は、給料月 額に15%加算した額	
	副 町 長	2.90 月分		
議 員	議 長	(23年度支給割合)	計算の基礎となる額は、報酬月 額に15%加算した額	
	副 議 長 議 員	2.90 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.48	17,648,640 円	任期毎
	備 考	給料月額×在職月数×0.29	8,365,920 円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

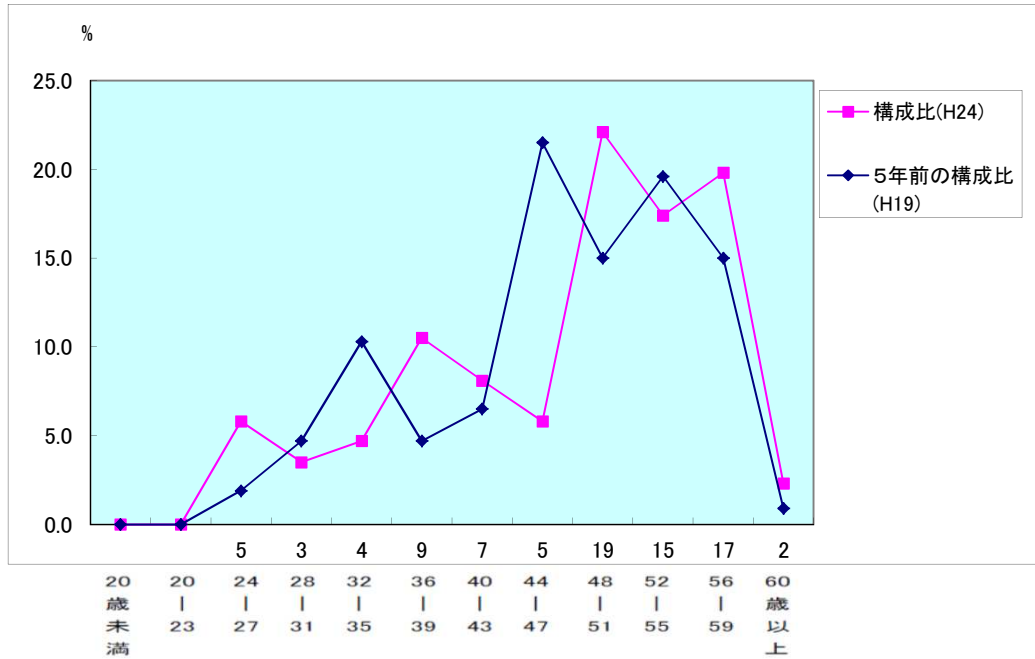
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成23年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	議会	2	2	0	災害対応業務量増加のため
	総務	30	38	8	
	税務	7	6	▲1	
	労働	0	0	0	
農水	8	7	▲1		
商工	2	1	▲1		
土木	5	4	▲1		
民生	8	6	▲2		
衛生	4	6	2		
計	66	70	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.40人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 98.73人)	
教育部門	25	12	▲13	退職、災害対応業務量増加による配置換え	
小 計	91	82	▲9	<参考> 人口1万人当たり職員数 124.60人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 122.84人)	
公 営 企 業 等	下水道	2	1	▲1	普通会計への異動
	その他(国保、介護)	3	3	0	
	小 計	5	4	▲1	
合 計	96	86	▲10	<参考> 人口1万人当たり職員数 130.70人	
		[ 102 ]	[ 102 ]	[ 0 ]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	5人	3人	4人	9人	7人	5人	19人	15人	17人	2人	86人

(3) 職員数の推移

部門別	年度					過去5年間の増減数(率)
	20年	21年	22年	23年	24年	
一般行政	69	70	70	66	70	1 (1.4%)
教育	31	30	30	25	12	▲19 (△61.3%)
警察	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
消防	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
普通会計計	100	100	100	91	82	▲18 (△18.0%)
公営企業等会計計	6	6	5	5	4	▲2 (△0.0%)
総合計	106	106	105	96	86	▲20 (△18.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。